株式交換に係る事前開示書類

（会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面）

2021 年 4 月 30 日

株式会社 GA technologies

2021年４月30日

株式交換に関する事前開示書面

東京都港区六本木三丁目２番１号
住友不動産六本木グランドタワー40階
株式会社GA technologies
代表取締役樋口龍

当会社は、2021年６月１日を効力発生日として、株式会社パートナーズを株式交換完全子会社、株式会社GA technologiesを株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うこととといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当会社の事前開示事項は以下のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおり

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
別紙2のとおり

3. 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての事項

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第3号イ）
別紙3のとおり

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第3号ロ）
該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第3号ハ）
該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

該当事項はありません。

以上

別紙１　（株式交換契約書）

次頁以下のとおり

株式交換契約書

株式会社 GA technologies（以下「甲」という。）及び株式会社パートナーズ（以下「乙」という。）は、2021 年 4 月 15 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、株式交換契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社 GA technologies

登記上の本店所在地：東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号住友不動産六本木グランドタワー40 階

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社パートナーズ

登記上の本店所在地：東京都品川区東五反田二丁目 8 番 8 号 FLEZIO 五反田 7 階

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、2021 年 4 月 15 日における乙の株主（甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙株式に変わる金銭等として、以下の算定式により算出される甲の普通株式を交付する（但し、交付される甲株式数に 100 株未満の端数が生じた場合にはその端数に基準時における甲株式の直近 3 ヶ月間の株価の終値の平均株価を乗じた金額を甲乙間で別途締結する株式譲渡契約に定められた譲渡価額に付加する。）。

交付される甲株式の数＝ 1,007,138,880 円／基準時における甲株式の直近 3 ヶ月間の株価の終値の平均株価

上記において、「基準時」とは、2021 年 4 月 14 日午後 3 時時点をいい、「終値」とは、東京証券取引所における甲の普通株式の終値をいう。

第４条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

第５条（本効力発生日及び停止条件）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021 年６月１日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第６条（株式交換契約の承認株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第２項の規定に従い、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
2. 乙は、2021 年５月 10 日までに株主総会を開催し、本契約の承認を求める。

第７条（剰余金の配当）

乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

第８条（会社の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行並びに財産の管理及び運営を行う。乙は、組織再編、株式譲渡、重要な資産の処分、担保設定、人事権の行使、懲戒、昇給・減給その他財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に甲に書面で通知の上、その承諾を得た上で行うものとする。

第９条（本契約の変更及び解除等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に履行を催告の上、本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

(1) 甲において会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき株主総会の決議が必要になった場合で、本効力発生日の前日までに本契約の承認が得られなかった場合
(2) 第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合
(3) 第 9 条の規定に従い本契約が解除された場合
(4) 本株式交換について必要な監督官庁の承認が得られなかった場合
(5) 2021 年 6 月 1 日までの間に本株式交換が実行されない場合

第 11 条（準拠法）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

第 12 条（管轄裁判所）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合、又は変更の必要が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、必要な措置を決定するものとする。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年4月15日

甲　東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー40階
株式会社GA technologies
代表取締役社長　樋口　龍

乙　東京都品川区東五反田二丁目8番8号
FLEZIO五反田7階
株式会社パートナーズ
代表取締役　吉村　拓





別紙 2　（交換対価の相当性に関する事項）

1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社 GA technologies （株式交換完全親会社）	株式会社パートナーズ （株式交換完全子会社）
株式交換比率	1	4,198
本株式交換により交付する株式の総数	普通株式： 415,600 株	

（注 1）株式の割当比率

株式会社パートナーズ普通株式 1 株に対し、株式会社 GA technologies 普通株式 4,198 株の割合をもって、株式会社 GA technologies の普通株式を割当交付します。

（注 2）本株式交換により交付する株式数

株式会社 GA technologies は、本株式交換に際して、株式会社 GA technologies 普通株式 415,600 株を新たに発行する予定です。

（注 3）1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、株式会社パートナーズの株主の皆様に対して交付する株式会社 GA technologies の普通株式に、1 株に満たない端数の割当てがある場合には、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、株式会社 GA technologies が当該端数部分に応じた金額をお支払します。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

交換比率について、公開会社である株式会社 GA technologies の株式価値については、市場価値が適切な価格であると考え、東京証券取引所マザーズにおける 2021 年 1 月 14 日（同日含む）から同年 4 月 14 日（同日含む）までの取引日における各取引日の当社株価（取引が行われなかった日を除く当社普通株式 1 株当たりの終値の平均値、小数点以下切り捨て）を使用して算定を行い、その算定結果を踏まえ、発行済普通株式一株当たり 2,423 円としております。

非上場会社である株式会社パートナーズの株式価値については、公平性及び妥当性を確保するため、独立した第三者機関である税理士法人令和会計社に算定を依頼し、その算定書に記載された算定結果のレンジ（8,050,000 円～19,005,000 円）を踏まえ、当事者間で慎重に協議した結果、パートナーズ社株式 1 株当たり、当社株式を 4,198 株割り当てることと決定いたしました。

なお、税理士法人令和会計社は、株式会社パートナーズの株式価値の算定に際し、将来の事業活動を評価に反映させる、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」）及び類似企業比較法を採用して算定を行っております。当社がパートナーズ社からのヒアリングを元に作成した、DCF 法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、株式交換完了後の事業合理化等により、

2022年6月期の営業利益については2021年6月期比100百万円以上成長することを見込み、その後の事業年度においても毎期一定割合の営業利益成長を見込んでおります。株式会社 GA technologiesの普通株式一株当たりの株価及び交換比率については、2021年4月14日の交換比率算定日以後に大幅な変動はないものと見込まれますが、変動がある場合、会社法施行規則第184条第1項第6号の事項として、別紙4にて開示いたします。

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由
   完全親会社の資本政策及び完全子会社株主の利益への配慮のため、株式交換契約に定める交換対価といたしました。

3. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項
   株式交換完全親会社と株式交換完全子会社は共通支配下関係にありません。

4. 当該株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
   本株式交換による完全親会社の資本金及び準備金の額については、機動的な資本政策と株主資本の内部留保の均衡を図る目的で、会社計算規則第39条の規定に基づき、株式交換契約に定めるとおりといたしました。

別紙 3　（株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

次頁以下のとおり

貸借対照表

商号　株式会社　パートナーズ　　代表者　吉村　拓

令和 2年 6月30日現在

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
Ⅰ 流動資産	(594,234,397)	Ⅰ 流動負債	(359,413,052)
現金及び預金	432,095,961	短期借入金	102,313,657
売掛金	1,288,961	未払金	27,315,706
有価証券	765,167	未払費用	30,437,629
たな卸資産	3,916,800	未払法人税等	38,513,000
前払費用	22,837,036	未払消費税等	5,189,800
未収入金	6,828,300	前受金	42,608,000
立替金	85,142,449	預り金	31,600,156
仮払金	41,359,723	仮受金	65,808,484
		賞与引当金	15,626,620
Ⅱ 固定資産	(118,017,642)	Ⅱ 固定負債	(1,467,000)
有形固定資産	(65,453,428)	長期借入金	1,400,000
建物	30,902,654	長期預り保証金	67,000
車両運搬具	6,897,454		
工具、器具及び備品	1,018,052		
土地	26,635,268		
無形固定資産	(14,072,581)		
ソフトウェア	14,072,581		
		負債の部合計	360,880,052
		（純資産の部）	
		Ⅰ 株主資本	(351,371,987)
		1. 資本金	100,000,000
投資その他の資産	(38,491,633)	2. 資本剰余金	(0)
投資有価証券	10,000,000		
敷金	14,599,680		
長期前払費用	85,353		
保証金	600,000		
保険積立金	13,206,600	3. 利益剰余金	(251,371,987)
		(1)その他利益剰余金	(251,371,987)
		繰越利益剰余金	251,371,987
		Ⅱ 評価・換算差額等	(0)
Ⅲ 繰延資産	(0)		
		Ⅲ 新株予約権	(0)
		純資産の部合計	351,371,987
資産の部合計	712,252,039	負債・純資産の部合計	712,252,039

TKC
U96216

損益計算書

令和 1年 7月 1日から
令和 2年 6月30日まで

商号　株式会社　パートナーズ

(単位：円)

科目	金額		
Ⅰ 売上高			
売上高	4,394,929,720	4,394,929,720	4,394,929,720
Ⅱ 売上原価			
期首たな卸高		0	
賃貸原価	461,638		
転売原価	3,223,854,659	3,224,316,297	
合計		3,224,316,297	
期末たな卸高		0	3,224,316,297
売上総利益			1,170,613,423
Ⅲ 販売費及び一般管理費			
販売費及び一般管理費		1,044,377,372	1,044,377,372
営業利益			126,236,051
Ⅳ 営業外収益			
受取利息		2,763	
有価証券売却益		281,769	
受取配当金		18,329	
雑収入		46,476,937	46,779,798
Ⅴ 営業外費用			
支払利息		295,486	
雑損失		191,245	486,731
経常利益			172,529,118
Ⅵ 特別利益			
特別利益		0	0
Ⅶ 特別損失			
特別損失		0	0
税引前当期純利益			172,529,118
法人税、住民税及び事業税		64,692,400	64,692,400
当期純利益			107,836,718

TKC
U96216

株主資本等変動計算書

商号　株式会社　パートナーズ

令和 1年 7月 1日から
令和 2年 6月30日まで

(単位：円)

Ⅰ 株主資本			
1. 資本金			
	当期首残高		100,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		100,000,000
2. 利益剰余金			
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
	当期首残高		143,535,269
	当期変動額		
	当期純利益	107,836,718	107,836,718
	当期末残高		251,371,987
その他利益剰余金合計			
	当期首残高		143,535,269
	当期変動額		
	当期純利益	107,836,718	107,836,718
	当期末残高		251,371,987
株主資本合計			
	当期首残高		243,535,269
	当期変動額		
	当期純利益	107,836,718	107,836,718
	当期末残高		351,371,987
Ⅱ 評価・換算差額等			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		0
Ⅲ 新株予約権			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		0
純資産の部合計			
	当期首残高		243,535,269
	当期変動額		
	当期純利益	107,836,718	107,836,718
	当期末残高		351,371,987

商号　株式会社　パートナーズ

個別注記表

令和 1年 7月 1日から
令和 2年 6月30日まで

Ⅰ．この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．固定資産の減価償却方法
(1) 有形固定資産
定率法又は旧定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

2．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

Ⅲ．貸借対照表等に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　26,246,116円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式総数　200株

Ⅴ．一株当たり情報に関する注記

1．一株当たり純資産額は、1,756,859.93円であります。

2．一株当たり当期純利益は、539,183.59円であります。

以　上